小松市外部労働者公益通報事務取扱要綱

平成18年11月１日
訓令第９号
令和８年２月12日
訓令第５号

（趣旨）

第１条　この要綱は，公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第２条第１項の規定に基づき，処分又は勧告等（以下「処分等」という。）を行う権限を有する行政機関として外部の労働者から本市になされる公益通報に対する事務の取扱いについて，必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この要綱において使用する用語は，法において使用する用語の例による。

（公益通報の受付等）

第３条　外部労働者からの公益通報の受付は，通報事実に関する処分等の事務を所管する部署（以下「所管部署」という。）において行うものとする。

２　外部労働者からの公益通報は，公益通報書（様式第１号）の提出により受け付けるものとする。

３　外部労働者からの公益通報に関する一般的な相談又は照会等は，小松市事務分掌規則（昭和55年小松市規則第２号）に基づき消費者行政に関することを所管する部署（以下「消費者行政担当部署」という。）において対応するものとする。

（通報の確認）

第４条　所管部署は，公益通報があったときは，次に掲げる公益通報の要件が備わっているかどうかを確認するものとする。

⑴　通報者が法第２条第１項に規定する労働者であること。

⑵　不正の利益を得る目的，他人に損害を加える目的その他の不正な目的の通報でないこと。

⑶　通報内容が法第２条第３項に該当する通報対象事実であること。

⑷　通報対象事実が生じ，又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること。

⑸　本市が通報対象事実について処分等を行う権限を有する行政機関であること。

（通報の受理等）

第５条　所管部署は，前条の規定による確認の結果，受け付けた通報を公益通報として受理したときは受理した旨を，受理しないときは受理しない旨及びその理由を，通報者に対し遅滞なく，公益通報受理・不受理通知書（様式第２号）により通知しなければならない。なお，不受理のうち，通報対象事実について本市が処分等を行う権利を有しないときは，処分等を行う権限を有する他の行政機関を教示するものとする。

２　所管部署は，前項の規定により受理した旨を通知するときは，公益通報の受理から処理の終了までに必要と見込まれる期間を，通報者に対し通知するよう努めるものとする。

３　次の各号のいずれかに該当する通報は，法に基づく公益通報として受理しないものとする。

⑴　内容が著しく不分明な通報

⑵　内容が虚偽であることが明らかな通報

⑶　匿名による通報

⑷　苦情その他公益通報に該当しないもの

（調査の実施）

第６条　公益通報を受理した所管部署は，公益通報者の秘密を守るため，通報者が特定されないように十分に配慮しつつ，遅滞なく，必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。

（受理後の教示）

第７条　所管部署は，公益通報の受理後において，他の行政機関が処分等を行う権限を有することが明らかになったときは，権限を有する行政機関を通報者に対し，遅滞なく教示しなければならない。この場合において，所管部署は，法執行上問題がない範囲において，自ら作成した当該通報に係る資料を通報者に提供するものとする。

（調査結果に基づく措置）

第８条　所管部署は，調査の結果，通報対象事実があると認めるときは，速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとらなければならない。

２　所管部署は，調査の結果，通報対象事実がなかったとき及び前条の規定に該当したときはその旨を，前項の規定により措置をとったときはその旨を，適切な法執行の確保，利害関係人の営業秘密，信用，名誉及びプライバシー等に配慮しつつ，通報者に対し，公益

通報調査結果・措置通知書（様式第３号）により遅滞なく通知するよう努めなければならない。

（協力義務）

第９条　所管部署は，通報対象事実に関し，処分等を行う権限を有する部署が複数ある場合においては，連携して調査を行い，又は措置をとるなど，相互に緊密に連絡し協力するものとする。

２　職員は，公益通報に関する調査の協力を求められたときは，正当な理由がある場合を除き，必要な協力を行わなければならない。

（秘密の保持等）

第10条　通報処理に従事した者は，通報に関する秘密を漏らしてはならない。また，自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

（公益通報処理の報告等）

第11条　所管部署は，受け付けた通報について，四半期ごとに，公益通報書，公益通報受理・不受理通知書及び公益通報調査結果・措置通知書の写しを提出することにより消費者行政担当部署へ報告するものとする。

（その他）

第12条　本市の行政機関に公益通報以外の通報があった場合は，法の趣旨に則って必要と認められる範囲で適切な措置をとるよう努めるものとする。

附　則

この訓令は，公表の日から施行する。

附　則

この訓令は，公表の日から施行する。

様式第１号(第３条関係)

公　益　通　報　書

通報年月日			件名	
通報者	住所			
	氏名			
	連絡先	電話（　　）　－		
事業者（労務提供先）	事業者住所			
	事業者名			
	事業者代表者名			
	事業者連絡先	電話（　　）　－		
通報者と事業者との関係		□社員（パート・アルバイト等含む）（部署　　役職　　） □派遣労働者（派遣元　　） □取引関係にある労働者（取引関係　　社名　　部署　　） □その他（　　）		
法令違反行為の内容		（いつ・どこで・なぜ・どのような法令違反行為が） （□生じている　□まさに生じようとしている）		
違反する法令（条項）				
内容を裏付ける資料の有無		あり　（資料添付）　・　なし		
事業者等への通報の有無		あり（通報先　　）　・　なし		

※ 上記の太枠内を記入のうえ提出してください。

受付年月日		対応者（所属・氏名）	
公益通報の要件	□　「労働者」であること □　「不正」の目的でないこと □　「通報対象事実」であること □　通報対象事実が生じ，又はまさに生じようとしていると信ずるに足るに足りる相当の理由があること □　本市が処分等を行う権限を有する行政機関であること		

様式第２号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

小松市長
（　　担当）

公　益　通　報　受　理　・　不　受　理　通　知　書

さきに通報のありました件について，次のとおり決定しましたので通知します。

通報受付年月日	
件　　名	
決　定　内　容	□　公益通報として，受理します。 □　次の理由により，不受理とします。 理由　：
教　示　事　項	処分又は勧告等の権限を有する行政機関
備　　考	処理の終了までに必要と見込まれる期間

様式第３号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

小松市長
（　　担当）

公　益　通　報　調　査　結　果　・　措　置　通　知　書

さきに受理しました通報の調査結果・措置内容について，次のとおり通知します。

通報受理年月日	年　　月　　日
件　　名	
調査結果及び措置内容	